

あさおスポーツフェスティバル実行委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 区民が自主的に行うスポーツ活動を支援し、区民の健康と体力の向上、活力と躍動のあるまちづくりに資するために、あさおスポーツフェスティバル実行委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、前条の趣旨を達成するために、事業の企画、検討及び実施を行う。

(組織)

第3条 委員会は、麻生区体育指導委員会、麻生区青少年指導員会、麻生区子ども会連合会から各2名ずつ推薦された委員により構成する。

第4条 委員会に次の役員を置く。なお、役員は、委員の互選による。

委員長 1名 副委員長 2名 会計 1名 会計監査 2名

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を補佐する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、委員会の経理を行う。

(4) 会計監査は、会計が行った経理を監査する。

(委員会の招集)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その座長を務める。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、麻生区役所地域振興課に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。